

# 外部送信規律に係る 電気通信事業における 個人情報保護に関する ガイドライン解説案について

2022年12月2日

主婦連合会



## 1.通知又は容易に知り得る状態に置く方法の記載について

- 初めての場合など、必ず通知を確認しなければならない場合には、ポップアップ形式で強制的に
- トップページから容易に知り得るよう、分かりやすい表現でのリンク

⇒最初に許可しても、後から変更したいときに容易に確認できる場所や表現であるべき。現状は、利用者からはわかりにくい場所にあったり、表現がわかりにくい場合がある。

## 2.通知又は容易に知り得る状態に置くべき事項

- 送信されることとなる利用者に関する情報の内容
- 利用者に関する情報を取り扱うこととなる者の氏名又は名称
- 情報の利用目的
- オプトアウト措置の有無
- 送信される情報の送信先における保存期間
- 情報送信指令通信に係る送信元における問合せ先

⇒利用者が、どのような情報がどこに外部送信されるのかを確認でき、そのサイトの利用を選択できることが必要。

### 3. 記載内容

- 送信情報の内容：送信される情報について全て明確に記載

利用者を特定するための情報(氏名、各種アドレス、電話番号…)

利用者の利用に関する情報(閲覧したURL履歴、ショッピング履歴、位置情報、カメラ情報…)

- 送信先において取り扱うこととなる者
- 情報の利用目的：当社においては、当社サイト内の広告配信の最適化を図るため  
(例) A社においては、当社サイト内で配信される広告をカスタマイズするため
- その他：同意・オプトアウトの機会の有無、問い合わせ先

## 4.通知又は容易に知り得る状態に置く方法に関し、文字の色の使い方を含め、利用者の認識や理解の向上につながる事例

- 背景と文字のコントラスト⇒カラーUD(ユニバーサルデザイン)を取り入れた視認性の高い文字色と背景
- 文字は拡大しなくても見やすい大きさ
- 読みやすいフォント⇒様々な人にとって読みやすく誤読しにくいようデザインされたUDフォントなど
- 文章は読み上げソフト、スクリーンリーダーで読み込めるように配慮
- 画面のスクロールを行うことなくできるだけ全体を表示、または階層化
- 日本語として誰もが容易に理解できる表現

## 5.当該電気通信役務の提供のために 真に必要な情報の事例

- 「オプトアウト」とはということなのかを具体的に説明(リンク可)

⇒利用者は「オプトアウト」という表現になじみがなく、利用するためにほとんど考えないで同意をすることが多いと考えられる。そのため、外部送信により、どのような情報が送られ、どのように利用されるか、また、それを拒否することができるかどうか、拒否した場合などが理解できるようにすることが必要。

## 6. オプトアウト措置の提供に関して利用者が容易に知り得る状態に置くべき事項（オプトアウトの有無を含む）の記載例

- 「オプトアウト」とはということなのかを具体的に説明(リンク可)
- オプトアウト措置により送信される利用者情報の内容
- オプトアウト措置による情報の利用目的
- オプトアウト措置による利用の制限などを明確に記載
- オプトアウト措置の求めを受け付ける方法
- 問い合わせ先